

令和 8 年 4 月 8 日

保 護 者 様

たつの市教育委員会

令和 8 年度「特別警報」「警報」「注意報」発表時の臨時休業について

「特別警報」及び大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪・大津波・津波に係る「警報」、
「津波注意報」発表時の児童・生徒の登校について、次のように取り扱います。

つきましては、テレビ・ラジオ・インターネット等の気象情報を確認して、下記のとおり対応をお願いします。

記

1 「気象警報」発表時の対応

- ① 午前 7 時の時点で、たつの市に「特別警報」及び「大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪」のいずれかの「警報」（以下「気象警報」）が発表されているときは、臨時休業とします。
- ② 午前 7 時以降に「気象警報」が発表された場合は、「気象警報」が発表された時点で、教育委員会事務局で臨時休業とするかどうかを至急協議し、学校から各家庭へその後の対応を連絡します。

	自宅出発前	登校中	学校到着後
対応	自宅待機	原則、安全に気を付けて登校	
	学校からの連絡を待つ	対応決定後、児童生徒及び保護者へ連絡	

2 大津波・津波に係る「警報」発表時の対応

(1) 御津地区の小中学校

- ① 午前 7 時の時点で、たつの市に「大津波・津波」いずれかの「警報」が発表されている場合は、臨時休業とします。

- ② 午前7時以降に、たつの市に「大津波・津波」のいずれかの「警報」が発表された場合は、教育委員会事務局で臨時休業とするかどうかを至急協議し、学校から各家庭へその後の対応を連絡します。

	自宅出発前	登校中	学校到着後
対応	自宅待機	高い場所に避難	・津波到着予定時刻まで、校舎内の高い場所に垂直避難 ・状況により学校長の判断のもと高台に避難
	学校からの連絡を待つ	対応決定後、児童生徒及び保護者へ連絡	

※上記以外の小中学校については、原則通常通りとします。ただし、対応が必要と判断した時は、教育委員会事務局で臨時休業とするかどうかを至急協議し、学校から各家庭へその後の対応を連絡します。

3 「津波注意報」発表時の対応

午前7時以降に、たつの市に「津波注意報」が発表されている場合は、原則、安全に気を付けて登校し、通常授業を行います。

4 その他

翌日に、「気象警報」及び「大津波・津波」のいずれかの「警報」が発表される可能性が高い場合は、前日に臨時休業とするかどうかについて、学校から各家庭へ連絡します。